

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人緑とくらしの学校
- 3 代表者の氏名  
小菅 江美
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市滝寺251番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、安塚町の豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)～(9) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）</u> <u>その他新たな義務負担及び権利の放棄</u></p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定めるほか、借入金の借入が生じる場合は、<u>理事会の議決を経なければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、<u>安塚町の</u>豊かな自然と共に暮らす人々の知恵と技術を生かした体験活動を通して、地域の文化や豊かな自然を守り、次代を担う子どもたちの心の育成や現代社会に生きる人々のゆとりある生活、地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）</u> <u>その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p><u>(9)～(10) (略)</u></p> <p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第50条 予算をもって定める<u>もの</u>のほか、借入金の借入れ<u>その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければ</u></p>

ればならない。